

つくばみらい市選挙管理委員会告示第17号

令和8年4月26日に行われるつくばみらい市長選挙における選挙運動費用の最高  
限度額は、公職選挙法第194条の規定により次のとおりとする。

令和8年4月19日

つくばみらい市選挙管理委員会  
委員長 遠藤 一 美

選挙名	候補者1人についての選挙運動費用の制限額
つくばみらい市長選挙	6,611,900 円